

# いじめ防止基本方針

岩手県立宮古恵風支援学校

## 1 いじめ防止に向けての基本方針

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。  
(いじめ防止対策推進法 第二条)

### 【基本理念】

- (1) 児童生徒同士や児童生徒と教職員間の信頼関係を築く中で、いじめの防止対策に取り組む。
- (2) 児童生徒の自己肯定感や充実感、自己有用感を大切にす取組を通して、自分も他者も大切にする心  
情や態度を育む。
- (3) いじめの兆候や発見を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で  
共有する。
- (4) 「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、「どの学校、どの子にも起こりうる」という  
危機意識をもつとともに、「児童生徒を最後まで守り抜く」という強い信念をもち、対応にあたる。
- (5) 保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共にいじ  
めが疑われる場合には、正確かつ丁寧な説明を行う。

## 2 学校いじめ防止対策組織 <いじめ防止対策推進法 第22条>

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応の取り組みを実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」  
を設置するとともに、実務を担う組織として「いじめ防止対策委員会事務局」を設置する。

### 「いじめ防止対策委員会」

#### 1 構成員

校長、副校長、指導教諭、総括教務主任、生徒指導主事、チーフコーディネーター、各学部主事、  
養護教諭、該当担任、養護教諭、生徒指導部員、AC、SC等（AC、SC等については校長の判断  
で必要に応じ招聘する）。

#### 2 役割

- (1) いじめの防止、早期発見、いじめへの対応等の取組に関して検討を行う。
- (2) 児童生徒や保護者からの相談内容を把握し、今後の方針について審議を行う。

#### 3 開催

### 「いじめ防止対策委員会事務局」

#### 1 構成員 生徒指導主事、生徒指導部員、当該学部主事及び担任、関係職員

(※必要に応じて校長及び副校長が参加する。)

#### 2 役割

- (1) いじめの防止、早期発見・対処のため、情報交換を行い、対応について検討すること。
- (2) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する事柄や児童生徒の問題行動などに係る  
事柄について聴き取り調査等を行い、情報の収集と記録を行うこと。
- (3) いじめの被害児童生徒に対する支援及び対応について原案を作成すること。
- (4) いじめの加害児童生徒に対する指導の体制及び対応について原案を作成すること。
- (5) いじめの関係児童生徒の保護者との連携体制及び対応について原案を作成すること。

#### 3 開催

毎月定例会（生徒指導部会、各学部会）として開催し、校長の指示により必要に応じて開催する。

### 3 いじめの未然防止

児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、一人一人を大切にされた教育活動を実施する。

#### <児童生徒に対して>

- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を全児童生徒がもつよう学校教育全体を通して道徳的内容を指導する。
- ・児童生徒が互いを思いやり、認め合うなど自分や他者を大切に、集団の一員として自覚できるような仲間意識を育てる。

#### <教職員に対して>

- ・児童生徒一人一人のよさを認め、達成感や成就感を大切にされた授業づくり、集団づくりを行う。
- ・研修等を通して、いじめ防止等に関する教職員の意識統一及び資質向上を図る。
- ・毎月の生徒指導部会、学部会で、児童生徒の様子についての情報交換をする。

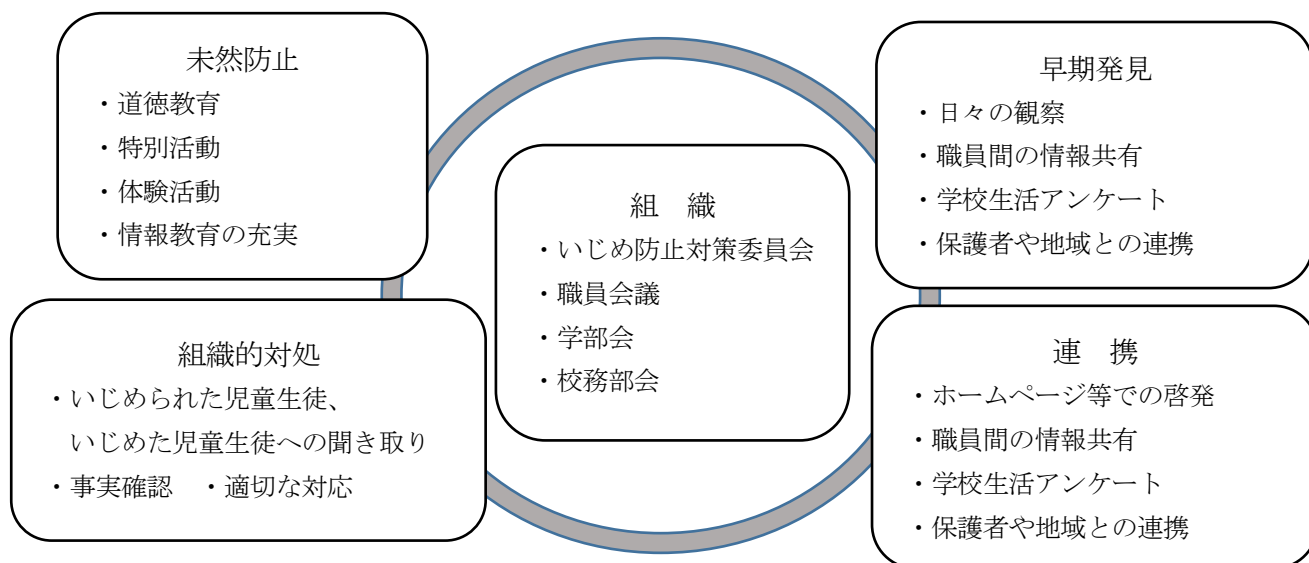
#### <学校全体として>

- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果について委員会で検討し、教職員全体で共有する。

#### <保護者や地域に対して>

- ・HPや学校便り等にいじめ防止基本方針を掲載し、周知を図る。
- ・PTA役員会等で、いじめの実態（インターネット等を含む）や指導方針について説明を行う。

### 4 いじめ防止のための全体計画



### 5 いじめの早期発見

児童生徒のささいな変化に気づき、情報を共有することのできる教職員集団づくりを推進する。

#### 【いじめの早期発見】

- いじめの早期発見に対応するため、定期的な調査を以下のとおり実施する。
  - 児童生徒対象いじめに関するアンケート 年2回（7月、12月）
  - 保護者対象いじめに関するアンケート 年1回（7月）
- いじめや人間関係のトラブルで悩む児童生徒が相談しやすいように、日頃から教職員と児童生徒の信頼関係の構築に努める。
- 授業時間外も児童生徒一人一人の言動を注意深く観察し、何か気になることがあれば校内関係者と情報共有を図る。
- 教職員の情報交換を定期的に行うとともに、必要に応じて、児童生徒と個別面談を行う。また、日頃から保護者と情報を共有する。（連絡帳、個別面談、家庭訪問等の活用）

## 6 いじめ行為の認知の定義

法における四つの構成要素からいじめの行為を認知する

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となったもの（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

## 7 いじめを認知した場合の対応

いじめの事案発生もしくは相談があった場合には、いじめ防止対策委員会を開催し、事実確認の把握、指導の方針、児童生徒・保護者への対応等について協議する。

### <いじめられた児童生徒への対応>

- ・いじめと認知された場合は、担任・学部主事・生徒指導主事等が児童生徒から個別に聞き取りを行い、事実確認を行う。聞き取り調査の記録は時系列にまとめる。
- ・児童生徒、保護者に対する支援（徹底して守り抜くことを伝える、今後の対応について説明する等）を第一に考え、丁寧に対応する。

### <いじめた児童生徒への対応>

- ・いじめと認知された場合は、担任・学部主事・生徒指導主事等が児童生徒から個別に聞き取りを行い、事実確認を行う。聞き取り調査の記録は時系列にまとめる。
- ・毅然とした態度で指導を行うが、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、児童生徒の人格の成長につながる指導を継続的に行う。
- ・保護者に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認や助言を行う。

### <学校としての取り組み>

- ・事実関係を明らかにし、解決に向け、環境改善や人間関係の再構築等について協議、検討を行う。
- ・全教職員の共通理解のもと、必要に応じて関係機関と連携し、組織的対応を行う。
- ・事実関係、指導方針等を教育委員会に報告する。

### \*いじめ解消の定義

- 1 いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月継続していること。
- 2 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。
  - ・当該児童生徒については、いじめの再発を防止するために日常的に注意深く観察すること。

## 8 重大事態への対応 <いじめ防止対策推進法 第28条>

生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合は、教育委員会や関係機関と連携して適切に対応する。

### 【重大事態とは】

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 1 児童生徒が自殺を企図した場合       | 4 児童生徒が精神性の疾患を発症した場合  |
| 2 児童生徒が身体に重大な傷害を負った場合  | 5 児童生徒が一定期間継続して欠席している |
| 3 児童生徒が金品等に重大な被害を被った場合 | 場合                    |

【重大事態の報告】重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

【重大事態への対応】調査組織を中心として、事実関係を調査する。